

大分県公営住宅の木造化・木質化に関する指針

(目的)

第1 この指針は、地域の気候風土を活かした快適な住環境の提供、地域の木材生産、工務店等住宅関連産業や建築関係技能者の技術の継承及び地球環境の保全等を目的に、大分県内の公営住宅（県営住宅及び市町村営住宅）の建築及び改修を行う際の基本的な事項を定めるものとし、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、大分県が定めた「大分県公共建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」（平成30年3月22日改正）に即したものである。

(用語の定義)

第2 この指針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「公営住宅」とは、公営住宅法第2条第2号により定義されたものをいう。
- (2) 「建築」とは、建築基準法第2条第13号により定義されたものをいう。
- (3) 「改修」とは、模様替をいい、修繕を含まないものをいう。
- (4) 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (5) 「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- (6) 「地域材」とは、大分県内の森林から産出された原木を製材した木材、もしくは県内の加工業者等から供給された国産材をいう。
- (7) 「管理者」とは、公営住宅の所有者である県及び市町村並びに大分県内の公営住宅の管理を受託（管理代行者及び指定管理者等）したものをいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 県及び市町村は、率先してその整備する公営住宅における地域材の利用に努める。

- 2 公営住宅の建築にあたっては、高さ13m以下かつ軒高9m以下で延べ面積3,000㎡以下の住宅は原則として木造とし、木質化に努める。また、その他の公営住宅の建築にあたっては、木造化を検討し、可能な限り木質化を行う。ただし、法令や敷地、予算条件等により計画が困難な場合はこの限りでない。
- 3 公営住宅の改修にあたっては、可能な限り内装等の木質化を行う。また、造り付けの家具類についても地域材の活用を努める。ただし、法令や敷地、予算条件等により計画が困難な場合はこの限りでない。
- 4 公営住宅に附帯する施設（自転車置場、物置、ごみ置場等）及び共同施設（児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路等）についても公営住宅に準ずる。ただし、外構整備等においてはこの限りではない。
- 5 公営住宅の建築及び改修に伴う外構整備等においては、間伐材等の地域材及び地域材を用いた製品の使用を積極的に検討する。
- 6 木造化・木質化の実施にあたっては、県内で一般的に流通している地域材を最大限に使用するとともに、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況を踏まえ、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を努めるものとする。また、木の質感や木の良さを感じる

ことができるよう、その材料や材質（板材にあってはその厚さ等）について最大限の配慮や工夫を行う。

（情報収集）

第4 公営住宅の管理者（県・市町村）は地域材利用に関する関係法令の動向や人材育成、研究及び技術の開発・普及並びに地域材の流通及び製品等に関する情報の収集に努める。

（維持管理及びコスト縮減）

第5 公営住宅の管理者は、木材が使用された部分において維持及び管理を適切に行うとともに、その状況について管理者内部にて情報共有を行う。

2 この指針の運用にあたっては、設計上の工夫や効率的な木材調達等によるコスト縮減に留意する。

附則

この指針は、令和3年4月1日から適用する。